

基準日設定公告

当社は、平成25年6月中旬開催予定の臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、平成25年3月31日（日曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

平成25年3月15日

東京都足立区鹿浜三丁目3番3号
株式会社アベルコ

代表取締役 阿部 一成

以上